

八戸市立是川中学校区地域学校連携協議会（コミュニティ・スクール）会則

（名称）

第1条 本会は八戸市学校運営協議会規則に基づく「学校運営協議会」とし、「八戸市立是川中学校区地域学校連携協議会」と称する。

（目的）

第2条 本会は、学校と地域住民及び保護者等（以下「地域住民等」という）が目標を共有し、学校運営への参画や、地域住民等による学校運営への支援・協力を進めることにより、学校と地域住民等の双方向の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

（組織）

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために必要と思われる地域関係諸団体及び組織の代表者等をもって構成し、協議会、事務局で組織する。

（協議会）

第4条 協議会に、会長1名及び副会長若干名を置く。

2 会長は委員の互選により選出する。副会長は、各校の校長と協議の上、会長が指名する。

ただし、各校の校長その他の教職員を会長又は副会長に指名することはできない。

3 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を代理または代行する。

5 副会長が複数名いる場合は、会長の職務代行についての副会長の優先順位をあらかじめ定めておく。

（委員）

第5条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 在籍する児童生徒の保護者
- (2) 地域住民
- (3) 地域密着型教育コーディネーター
- (4) 学校の運営に資する活動を行う者
- (5) 校長
- (6) 教職員
- (7) 学識経験者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 地域諸団体関係者、学校区の保育・教育関係者
- (10) 前各号のほか校長が適当と認める者

2 委員の定数は、前項(5)及び(6)を除き20名以内とする。

3 校長は、会長と協議の上、委員の任命について教育委員会に申し出ることができる。

- 4 教育委員会は、申出があった委員に対して、校長から意見を聴取した上で任命する。
- 5 委員の任期は任命日から翌年3月31日までとし、再任を妨げない。
- 6 委員に欠員が生じたときは、新たな委員を教育委員会に推薦し、教育委員会は新たに委員を任命することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員とする。

（事務局）

第6条 事務局は是川中学校内に置き、事務局長は是川中学校の教頭が務める。

- 2 地域密着型教育コーディネーターは事務局長を補佐する。

（任務）

第7条 各校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得る。

- (1) 各校の教育課程の編成に関する事
 - (2) 各校の学校経営計画に関する事
 - (3) 各校の組織編成に関する事
 - (4) 各校の学校予算の編成及び執行に関する事
 - (5) 各校の施設、設備の管理及び整備に関する事
 - (6) その他各校の校長が必要と認める事項
- 2 各校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行う。
 - 3 協議会は、各校の学校の運営全般について、八戸市教育委員会又は校長に対して意見を述べるができる。
 - 4 協議会は、第2条に定める目的を踏まえ、各校の職員の採用その他の採用に関して各校の校長及び八戸市教育委員会を通じて青森県教育委員会に対して意見を述べるができる。ただし、教職員の懲戒や異動希望等の意見を述べることはできない。
 - 5 協議会は、毎年1回以上、各校の運営状況等についての評価（学校関係者評価）を行う。
 - 6 協議会は、学校運営に各校の児童生徒の意見が反映されるよう努める。協議会が児童生徒の意見を聴取する場合においては、校長の同意を得た上で、児童生徒の発達段階に応じて必要な配慮をしなければならない。

（情報提供）

第8条 協議会は、各校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努める。

- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、学校運営及び運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努める。
 - 一 学校運営及び運営への必要な支援に関し、地域住民、在籍する児童、保護者等の理解を深めること
 - 二 学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること

（会議）

第9条 会長は、各校の校長と協議のうえ、協議会を招集し、議事を掌る。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があるときは、各校校長から報告及び説明を求めることができる。

5 各校校長は、会議に出席し、及び意見を述べ、並びに職員を出席させることができる。

(会議の公開)

第10条 協議会は原則公開とする。ただし、特別な事情がある場合は会長と校長が協議の上非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(守秘義務等)

第11条 委員は、児童等の個人情報の保護に努め、協議会の活動で知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会及び各校の運営に支障をきたす言動を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような非行を行うこと。

(解任)

第12条 委員は、次の各号の一に該当すると認められるときは、委員を解任されるものとする。

(1) 第11条の義務に違反したとき。

(2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

(4) 本人から辞任の申し出があったとき。

(委任)

第13条 この会則に定めるものの他、本会の組織及び運営に関して必要な事項は、学校の実態に即して協議会が定めるものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第14条 会長、又は校長が、協議会の運営が適正を欠くことによって学校の運営に支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認めた場合には、教育委員会に報告し必要に応じて指導及び助言を受けるものとする。

2 校長は協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

附 則

令和6年4月1日改正。